

役員報酬規程

(目 的)

第 1 条

この規定は寄附行為第 12 条により選任された役員に対する報酬、退職金等を定めたものである。

(報 酬)

第 2 条

- ① 常勤役員に対する役員報酬、役付手当は〈別紙 1〉によるものとする。
- ② 非常勤役員は年 2 回商品券等をもって謝礼とする。
- ③ 理事会の決定により常勤役員の役員報酬を引き下げると同時に、令和 3 年度より年俸制とする。

以上令和 3 年 2 月 17 日理事会に於いて承認可決され令和 3 年 4 月 1 日付をもって実施。